

中外新聞

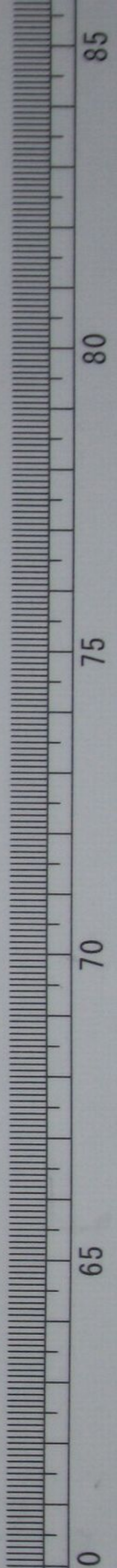
外篇

十四



定價一匁

西垣文庫  
文庫 10  
7328  
14



時文庫10  
7328  
14



中外新聞外篇卷之十四

慶應四年五月

○二月七日及び十三日日光山門主駿府城に於て  
大総督帥宮へ山哀訴の山對話并参謀方と覚王  
院等應接書

二月七日朝四時駿城に於て山上段の間は有栖川宮と日光  
山門主と山對座山下段の左は橋本中納言及び柳原侍従右  
は正親町左中将并西四辻大夫威儀堂ととして着座を時  
は山門主恭しく□□公の直書を帥宮へ呈して曰く□□正月  
中歸東の後營中にて於て謹慎在り処に追討使發向の趣を



承り猶更深く恐入去る二月十二日東叡山祖先墳墓の地へ  
閉居仕の上拙僧迄泣血哀訴以条実よ不忍次第又付何卒寛  
大の

天裁を仰き奉り以也と帥宮其書を讀畢て四卿へ傳下し且  
曰く□□元服暇を賜り會桑を先手とし闕下を犯し奉  
り一糸及形顯然既よ

主上親征の次才に至ると四卿曰く親征の重大の事彼の  
東台は閉居せりと輕重固より非可比加之らば此書中は猶  
先供の行違ひよ託し虚飾して陳せらるの趣一圓其意を得ば  
此門主の方定めり探索もせられあつべし彼の□□只恭

順と云ひ由追討使猶豫と云のみよ謝罪の实功更よふ  
豈大駕を回し重愆を赦せよ足らんや此門主曰く事实を  
詳よせば而も哀訴せらる元法中世事は疎く見聞を欠くが  
故あり誠に誠然と堪む以然とども予此処まで駕を進むる  
をのハ若し

王師止むして一度東下せらるよ及も關東数万の臣子至痛  
切齒と堪ざるより一夫激し萬卒響應し終に億方の生灵  
を塗炭と苦しむるよ至るべく  
王政一新専ら此仁徳を施さるべき方今の此主意は應ぜば  
且此上奉腦宸襟は儀有之よ於てハ尤忍ひざる所ありと

衆云誠ニ此殊勝の心事但一此上安 宸襟救万民を只□□  
一身の上は在るのみ此門主曰く然らば如何して可あらん  
や衆云ふ□□其人とあり豈此般の事を知らざらんや帥官  
曰く貴僧より此上京の見合せ何ともし東帰の上此事を  
□□と告たしむ方可然し衆又曰く猶熟考評議の上委曲に  
返答の上る此門主曰く此方執當より委細の上べき  
ふと両此宮に退座一同其場を辞し去ふ  
諸對面所は於て龍王院覺王院自證院着座參謀の兩卿へ拜  
謁し入りし所武家參謀兩人薩藩西郷吉之助  
宇和島藩林欽十郎出來りて曰く  
拙者共此掛合を伺ひ可し旨兩卿は命いと故に覺王院より

此門主の此口上書并□□公の此謝罪書一橋公の直書其外  
列藩六十余名の哀訴歎願状等教通を出して曰く書中不審  
の廉らば可尋と兩人逐一讀了り直に兩卿へ立る由  
して退き良久して出て云兩卿披見具に領承せられり何  
も熟考評議の上早く返答に及ぶ  
十二日己刻此登城此上段に於て兩此宮に對座此下段の左  
右に參謀兩卿正親町左中將  
西近大夫對席時に帥官の曰く□□東  
台に謹慎を自ら隨意の事  
主上親征に比して固より輕重をべうらぐ況や寺中も謹  
慎をも東府の之の之を知るとも遠國僻邑に至りては普

く之を知りよらば何を以て歎天下万民其伏罪を示さ  
んや且一紙の謝罪書を献して其身一箇を罰せらんとん事を  
云ふも別は謝罪の實効あり焉ぞ 奏関を遂らば是らん茲  
またひて山門主憮然漸くよして曰く好し果して征東の軍  
を入と給えり □ □ 至誠恭順を守りて城下数万の臣民必  
らば動乱して三百年未有功の徳川氏社稷忽ち廢滅に至ら  
ん加之らば臣子の至情奮激堪へざりより一旦事を敗る  
に至らば四方響應の変を生じ終に億万の生灵を塗炭に苦  
むるに至るべし然らば王政復古の今仁惠の政更にあく  
て益 宸襟を悩まよ近うん是と余が云ざるを得ざる所

より又深く恐るる所あり請ふ諒察一々 帥官又曰く  
田舎興安 宸襟救生民之塗炭を只 □ □ 一身の上よらばの  
みと依て □ □ 公の直書を返し給ひ奉謀の兩脚退座せらる  
其時山門主膝を近く進み私に帥官は答るる私を哀訴のた  
め遠く此地より来り空手よして還る時ハ將何の面目歎 □ □  
を見ん其臣民は何を以て歎對へん如此関東の士鎮静して  
今日に至るをの拙僧の哀訴必らんしも成巧なりと思へ  
るが故あり若し歸りて此事実を告る時ハ激動に至らんも  
亦計り難し敢て問ふ如何せば謝罪実効の道たらん 帥官笑  
て曰く其事既し内談を為し置たり先きに盡問之山門主

の曰もく嚴議恐らくて不容私語が故あり帥宮の曰もく其  
事の休息所は於て参謀の両卿を召して問ひし事乃ち其  
言の如く為しりやふ○兩卿云謝罪の道無他軍門は拜進して  
罪を謝し居城及び兵器軍艦を納む□□退きて身を因備は  
托せんのみ然らば其身を全ふして社稷を失ざる事を得ん  
歟酒具も武家の参謀へ執當の内談せらるべしと云く  
次は對面所して覺王院自澄院へ林欽十郎面會して云西郷  
を既は昨日発足せり故は拙者より申述は抑  
朝敵とて事を至て重き事として古の入鹿將門澄友等の事  
旧史は出されば云ども知りやふぞし近來長州の如き福

原始めの首級を献むる等云く此所の言語  
明亮あり其節徳川氏の所  
置は至當とも不存あり但長州父子の至誠は此頃に至りて  
朝廷は貫き赦免は相成りし併し此度  
王政復古の初めより殊は外国交際の時あれば何事も考  
究して條理の立つを正論として條理の不立を不正といは然ら  
ざれば万国へ公法を推及を事不能り故あり偕又徳川氏此  
度の事を何ともし□□軍門は拜進し居城兵器軍艦を納む  
家臣は不残向島へ移り謝罪の实效を立つる事あり茲は於  
て内門主の山口上書其他の歎願書を不残差戻し且云□□  
正月三日會衆を先鋒として奉犯 阙下は會衆の兵敗走

まゝ及んで

朝廷又於てハ臣僕の過激より出シ事あらんと深くハ仁恕  
らしせられし又ハ坂城より麾下の士屢出戦せり依て七

日八日に至りて断然

朝敵と決せしむるハ何ぞ□□の歎願書又先供の行違ひ  
と虚飾を以て覺王院憤然として曰豈然らん関東の者のヤ  
ハ會衆其他出兵又及び

主上の命を存せざる故素より

闕下を犯せしハ非を以て按むるハ畢竟列藩の中折合ざるも  
のあら故又□□決して

朝敵はなほざる事ハ天下衆人皆知る所ありと林某黙して  
不答稍ありて曰四方の士民輻湊の地あり万一心得違の者  
有之はていと云ダ如き其君既ハ恭順して其臣等の踈暴を禁  
し得ざるハ元恭順の至らざる故あり覺王院曰其君恭順至る  
と雖も其臣子する所の主家存亡の際家眷流離の時ハ當て  
心乱と魂銷せざるを得ず踈暴過激も亦宜ありんや是と  
朝廷を奉怒ハ非ぞ自ら至情の勢然らるるハ何れあり何  
ぞ其君を尤めんやと林某又不答曰東台ハ謹慎を以てハ自分  
随意の事

主上親征と輕重不相當覺王院曰書中既云へり何故ハ沙

汰座いとも聊々遺憾是とありと此又臣子あり罪を君父  
と得、其怒り又逢へる時謝以罰しり、此も恨ありと、豈此  
外又謝罪の道ありんや、林某遂は不答良久、沈吟して云  
ふ、東海道の官兵等、此門主に哀訴の決まり、迄は川崎以内へ  
進まざれども、中山道と甲府の兵は、次第に江戸へ迫るべし、  
然らば不都合の事もあらん、故速に江戸へ此歸り在て、此旨  
を□□に告給ふ、如何と云々

日光此門主に哀訴は、尽力の処、遂は不行届十四日、駿府此出  
立、廿日、此歸山相成、以事



